

第 10 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し

1 林業の概況

市の総面積は 16,734ha で、そのうち民有林面積は 8.5%にあたる 1,424ha である。内訳はスギ、ヒノキを主体とした人工林は 244ha で、人工林率は 17.1%で県平均よりかなり低い値である。また、多くが平地林で各地に分散しており、森林組合等も組織化されていないため、林業振興を図るための取り組みは特になされていない。しかしながら、森林は人々の生活に潤いを与える大切な資源であり、近年、これらの優れた自然や里山林等など、身近な自然環境の保全と適正な利用が求められている。

2 農業振興と林業振興との関連に関する現状と問題点

2020 農林業センサスでは、本市の林業経営体は 5 件となっているが、所有林の規模が小さく、林業のみでの自立経営は困難である。このため、現状では林産物の農業資材・施設としての利用など農業と林業の連係について体系化されたものはない。

3 林業の振興に関する諸計画の概要

本市の森林は、産業としての林業を成立し得る機能ではなく、自然環境、保健保養、国土保全、水資源の涵養等間接的効果としての機能が重視されることから、森林の保全及び活用、保安林の維持を図るとともに、自然的景観の保全に配慮する。

(1) 鬼怒川地域森林計画

計画対象森林面積 60,333ha

対象市町 : 宇都宮市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、高根沢町

計画内容の概要 森林法第 5 条に基づく県計画であり、計画期間を平成 31 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日の 10 年間として、下記内容について定めている。

I 計画の大綱

第 1 森林計画区の概況

第 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

第 3 計画樹立に当たっての基本的考え方

II 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

第 3 森林の整備に関する事項

第 4 森林の整備に関する事項

第 5 保健機能森林の整備に関する事項

第 6 計画量等

III 参考資料

計画樹立月 平成 30 年 12 月策定

(2) 真岡市森林整備計画

計画内容の概要 地域森林計画の対象となっている民有林についての整備計画を定めたもので、平成 31 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 10 年間の計画期間として、下記内容について定めている。

- I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
- II 森林整備の方法に関する事項
 - 第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 第 2 造林に関する事項
 - 第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法
その他間伐及び保育の基準
 - 第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 第 7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 第 8 その他必要な事項
- III 森林の保護に関する事項
 - 第 1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 第 3 林野火災の予防の方法
 - 第 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 第 5 その他必要な事項
- IV 森林の保健機能の増進に関する事項
- V その他森林の整備のために必要な事項

別表 1 公益的機能別施業森林の区域

別記 真岡市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針

計画樹立月 平成 31 年 3 月